

障がい第142号
令和2年（2020年）5月1日

各市町村長（熊本市を除く。）
指定障害児通所支援事業者
指定障害児入所施設設置者
指定障害福祉サービス事業者
指定障害者支援施設設置者

} 様

熊本県健康福祉部子ども・障がい福祉局
障がい者支援課長

熊本県新型コロナウイルス地域区分における「感染拡大傾向期」の
維持について

このことについて、4月16日に開催した第12回新型コロナウイルス感染症対策本部
会議において、「熊本県新型コロナウイルス地域区分基準」が定められたところです。

この基準に基づき、4月21日から4月27日までの1週間の感染状況及び専門家の意
見を踏まえ、「感染拡大傾向期」を維持されることとされました。

現在、全国的にも熊本県においても、新規感染者数が若干少なくなってきています。

しかし、ここでの気の緩みが、感染者数の大幅な増加につながります。特に、大型連休
中における不要不急の外出を避けるとともに、貴事業者におかれましても、別添資料を御
参照のうえ、引き続き感染防止対策に取り組んでいただくよう強くお願いいたします。

なお、今後、地域区分の変更がない場合、熊本県のホームページにおいて情報を公開す
ることで、周知に代えさせていただくことを申し添えます。

おって、各市町村におかれては、管内の指定特定相談事業者及び指定障害児相談支援事
業者への周知をお願いします。

熊本県健康福祉部子ども・障がい福祉局
障がい者支援課 サービス向上班